

令和3年度第1回三重県少子化対策推進県民会議 計画推進部会 議事概要

日時：令和3年11月8日（月）13:30～15:30

開催方法：「ZOOM」によるオンライン開催

（事務局）三重県合同ビル2階 G201 会議室

【出席委員（敬称略）】

岩上真人、小畑英慎、金森美智子、小松貞則、杉浦礼子（部会長）、田部眞樹子、野村豊樹、松田茂樹、山田朋子、山本久恵

1 要旨

会議では、第二期子どもスマイルプランにかかる令和3年度の主な取組概要等について事務局より説明し、委員からご意見をいただきました。

2 主なご意見等

（1）出生数・率、婚姻数等にかかる意見

- ①少子化に対するコロナの影響は想像以上に大きく、妊娠届出数、婚姻数が大きく減少しており、出生数への長期的な影響が懸念される。配付資料で「いずれ結婚するつもり」と考えている若者が減少していることが心配されるので、原因について分析する必要があるのではないか。
- ②合計特殊出生率が目標に届くためには、第2子が生まれる必要がある。第1子と第2子の出産について、トレンドはあるのか。第2子を望むような政策に取り組んでいく必要があると考える。
- ③妊娠につながる婚姻の低下が、出生数の低下につながっていると感じている。四日市市でも出生数が前年の9割ほどで、これが続くと10年で出生数は半減することになる。

（2）雇用・働き方関連（「若者等の雇用対策」「男性の育児参画」「働き方改革」）にかかる意見

- ①半導体不足やコロナの影響により、製造業・自動車産業などの期間工（非正規労働者）を中心に、若者や外国人の雇用が不安定になっており、正社員化の取組が必要である。
- ②コロナ禍の女性の就労環境について、企業による特別休暇制度の整備が重要である。制度がないと、例えば保育所が数週間休園となった場合に有給休暇を使わざるを得ず、制度づくりから進める必要があり、チェックする仕組みが必要である。
- ③コロナ禍でテレワークが進んだが、夫がテレワーク中に育児中の妻が音を立てることができず、外出せざるを得ないなどの支障も生じており、企業がどこまでできるかという問題はあるが、一定の仕組みづくりが必要ではないか。また、子どもが保育所に入所していることを、社員がテレワークする条件とする企業もあり、企業で

対応が異なることに懸念がある。

- ④男性の育児参画について、育児休業を取得できる環境づくりはさらに進める必要があるが、ある程度進んだという感覚はある。一方で「とるだけ育休」などの課題は残っており、男性の意識改革がさらに必要である。
- ⑤コロナ禍でのテレワーク導入について、都市部は一定進んだものの、製造現場への導入は難しく、時差出勤によるロッカー使用や昼食時間の分散で密の回避を図っている。テレワークには、効率性、職種、成果の評価方法等の課題があるが、在宅勤務を行った際の手当や通勤手当の見直しなどの取組を進めている。
- ⑥コロナによる雇用への影響について、日本は落ち込みが少ないといわれるが、若者の雇用への影響が懸念されており、良質な雇用機会を確保する取組が必要である。
- ⑦子どもを持つ女性の働き方や就業環境を調査すると、コロナ禍で非正規職員、自営業、フリーランスの収入が減少している。生活維持のため、仕事と子育ての両立支援を含めて、女性の就業への支援が必要である。
- ⑧高校生の求人数は増加している実感がある。しかし、自分が勤める学校は女子生徒が多く、製造業より事務系職種に希望が集まるが、事務系の求人は8割程度に減少している。ただ、就職希望生徒の9割以上が第一希望で内定しているため、ミスマッチは少ないと考えている。

高校生への就職指導で、10年後の自身の姿を問いかけると、出産して育休を取得し、仕事も続けていきたいという回答がある。行政が少子化対策の取組を通じて子育てしながら働くということを示していくことで、このような展望を描けると考える。

- ⑨育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から3段階で施行される。4月は育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が義務になる。労働局で説明会の実施や特別相談窓口の設置を行っている。三重県の男性育児休業取得率は少しずつ上昇し、国の育児休業給付金の支給割合も増加しているものの、取得率は企業により異なっている。

4月からの事業主への義務付けでは、育児休業や産後パパ育休に関する研修の実施、相談窓口の設置、育児休業の事例収集と社員への情報提供、会社の制度・方針の周知のいずれかを実施する必要がある。従業員に個別の制度周知と意向確認が義務となるので、育児休業取得率は徐々に浸透していくのではないかと考える。

（３）医療関連（「不妊への支援」「妊産婦・乳幼児ケア」「周産期医療」「発達支援・医療的ケア」）にかかる意見

- ①子育て世代包括支援センターが、これからの妊産婦、乳幼児支援の鍵になる。子育て世代包括支援センターが機能しているのか、協議会を市町に設置し評価する体制を多職種で作っていくことが必要と考えている。
- ②医療的ケア児への支援について、アドバイザーの育成等を行っているが、医療的ケア児が地域で過ごせる、学校に通えることが一番の目的であるので、医療的ケア児支援センターが中心となって取り組んでもらいたい。

- ③コロナに関しては、SNSでワクチン接種による妊娠や妊婦に対する影響についてネガティブな情報が流れたので、体外受精が極端に減った。また、県内でもコロナに感染した妊婦がいるので、ワクチン接種や内服薬が充実することが必要と考える。
- ④切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアについて、産婦人科でも1カ月健診が終わると接触が切れるので、行政がその後のサポートをしてもらおうとよい。
- ⑤不妊治療の保険適用が拡大されるが、患者負担が増えないか、医療収入がどうなるのか。地域間の値段設定の差が大きい中、保険適用で一律になるので、制度設計に心配がある。不妊治療はかなり会社を休む必要があり、安心して不妊治療を受けることが社会で浸透するよう環境づくり、システムづくりが必要である。
- <県> 不妊治療の保険適用について、現時点では国から明確な保険適用範囲が示されていない。保険適用になる方向性であり、国の動向を注視していく。これまでは助成金で一定高額な治療費を支援してきたが、保険適用後の自己負担がどうなるか分からないため、助成制度の見直しを含め、県が行うべき経済的支援について検討していきたい。
- 不妊治療と仕事との両立については、令和元年度から関係機関との連携協定の締結し、セミナー、相談、企業へのアプローチ等を行っており、引き続き不妊治療を受ける方への総合的な支援を行っていききたい。
- ⑥不妊治療については、令和3年4月に次世代育成支援対策推進法が改正され、事業主の行動計画策定指針に「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が盛り込まれ、労働局では管内企業に周知しており、引き続き呼び掛けていきたい。企業が次世代法の行動計画に盛り込むと、達成するために特別休暇を作るなど取組を進めることになると思う。女性活躍推進法が改正され、令和4年4月から101人以上300人以下の企業が同法による行動計画作成義務の対象になる。女活法と次世代法にかかる行動計画策定届の一体型という様式もあり、同様式を使うことで次世代法の「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」がかかってくるので、それらを活用して少しずつ企業の理解促進を進めていきたい。
- ⑦不妊治療と仕事との両立は、企業の理解がなかなか進んでいかない。三重県ではセミナーや相談会に取り組んでいるが、子どもスマイルプランの重点的な取組11「仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進」にも位置づけるくらいにして、目に付く形で掲げていく必要もあるのではないかな。企業において、まだまだ子育て期の仕事との両立支援に結びつかないなか、風土として不妊治療と仕事の両立にまだまだ理解が深まっていかないという声も聞くので、ムーブメントを起こしていく取組が必要である。
- ⑧研究によると不妊治療の成功率は年齢が若いほど高い。難しい点もあると思うが、早めに治療について相談し、選択できるようなアピール、広報も考える必要があるのではないかな。
- ⑨年齢が若いほど妊娠率は上がる。大学生はまずは就職を考え、それから結婚、妊娠となる。医学的には早く出産するに越したことはなく、年齢とともに妊娠率は下が

るが、どのような言葉で発信するか、難しい問題である。

- ⑩若い世代への周知、ライフプラン教育も重要であることはこれまでも議論してきた。不妊の理由が男女ともにあること、年齢と妊娠の可能性についても交えて伝えてきた。そのような教育は県内の小中学校向けに引き続き行っているのか。

→ <県> ライフプラン教育の取組は継続して行っている。

(4) 子ども・子育て関連（「貧困対策」「虐待防止」「社会的養育」「幼児教育・保育」）にかか意見

- ①コロナ禍で若い世代の自殺が増えている。スクールカウンセラーは週1回程度、1人が複数の学校を掛け持ちで派遣されていると思うが、活動を増やしていく必要があると考える。
- ②子育ては個人の家庭の問題ではなく、社会の中で行われる必要がある。社会的養育の対象者の子どもたちだけでなく、一般家庭でも母親が働いている場合など、社会全体で子育てをする必要がある。
- ③保育所の充実が必要であるが、人格形成において家庭は重要であり、社会で子どもを育てていくことの充実と同時に、子どもとの愛着形成に関して家庭への啓発を続けていくことが県の取組として重要になってくると考える。
- ④放課後児童クラブについて、設立方法を明確化し、放課後児童クラブを運営したい人が立ち上げやすくし、また、指導する人の質を向上させる取組が必要である。
- ⑤保育所にかかる目標の待機児童ゼロは達成できていないが、大幅に減少しており、評価できる。三重県内の特定の自治体で保育所が開園できず、待機児童が発生していると前に聞いたが、待機児童にかかる令和2年度の実績値50人は特殊事情があるのか。
- ⑥保育所不足の解消は進めていく必要があるが、次の段階として、人口減少を見据え、地域にある保育施設や教育施設などを総合的に活用し、どこかに預けられるようマッチングする工夫をしていく必要があると考える。
- ⑦子どもスマイルプランの待機児童にかかる目標設定について、待機児童数でなく達成市町数で把握する方法もあるのではないかと考える。
- ⑧地域子育て支援について、研究では、子どもを一人以上持っている多くの家庭で、昨年、コロナ禍で次の子どもの妊娠を先送りしているという結果が出ている。夫の所得が低い層と、共働き世帯でなく在宅で子育てしている世帯のほうが出生を回避していた。考えられることとして、コロナ禍で地域子育て支援拠点が閉所され、在宅で子育てする人が利用する所がなかったことが影響しているのではないかと考える。このことから、就業する女性の応援も重要であるが、在宅で子育てする人も安心して子育てできることが大事である。子育て支援拠点はできるだけ開所していく必要があると考える。

→ <県> 待機児童50人は4市町で発生している。全員が0～2歳の低年齢児。傾向として、大阪・名古屋圏から通勤可能な地域で発生しやすい。

待機児童ゼロをめざしており、これまで保育所の量的拡大を図ってきたが、同じ自治体内でも都市部は保育所入所希望者が多く、逆に山村部は少子化で保育所を維持できないなど地域の偏在があり、市町において保育所の統合等の調整は出てくるのではないかと考えている。

⑨待機児童の目標設定について、市町数に加え、年齢別の指標も入れてはどうか。

⑩保育所、放課後児童クラブで待機児童となったときの対応は女性となるケースが多い。職場で後輩の女性に苦勞する姿を見せることになり、結婚や子育てなどの将来にプラスのイメージが持てなくなる。待機児童をクリアすると女性の就労にもつながるので、関連を持って進めていただきたい。

⑪子どもの貧困対策で、県の子ども食堂への支援について、具体的な内容はどのようなものか。コロナ禍で子ども食堂の役割が非常に大きくなっているが、三重県には大きなフードバンクがなく、名古屋などから調達して県内に配布しており、桑名の団体がネットワーク化を担っている。企業からの支援は受けているが、食糧を保管する倉庫なども含め、県内のネットワーク化を担うにはさまざまな面で負担が大きいため、取組継続のための支援が必要ではないか。

→ <県> 子どもの居場所として、子どもや子育て家庭が家や学校以外で集える場として子ども食堂等は重要であると認識している。ボランティア、NPOが中心になって運営していただいているが、人的、経済的に脆弱な中で一生懸命取り組んでいただいている。コロナ禍で子ども食堂において運営が厳しかったり、ニーズに対応できない状況があるので、補助金を創設するなどして支援を行っている。

今後さらに取組を進めるため、今年度、まずは県内の子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりに関わる団体等の実態を把握するとともに、課題を整理して、企業のご協力も得て支援を進めていく。

(5) その他のご意見

①第二期スマイルプランでは「縁」が一つのキーワードになっているが、人に対する縁のほか、施策と施策の繋がり効果を最大限にしていくような切り口での取組も必要であるという意見もいただいた。施策を進めるにあたっては、実態を把握し、課題に対する改善アプローチをすることに重きを置くが、それに加え、三重県の良いところを発見し活かすようなアプローチもやってもらいたい。

急速にオンライン技術が普及し、「縁」をつくっていく新しい良い環境が芽生えたとポジティブにとらえ、これを応用して取組を進めてもらいたい。